

資料 2

一般廃棄物処理基本計画について

令和7年2月10日
資源循環推進課

目次

1. 一般廃棄物処理基本計画の概要
2. ごみ処理基本計画
3. 生活排水処理基本計画
4. 食品ロス削減推進計画

1. 一般廃棄物処理基本計画の概要

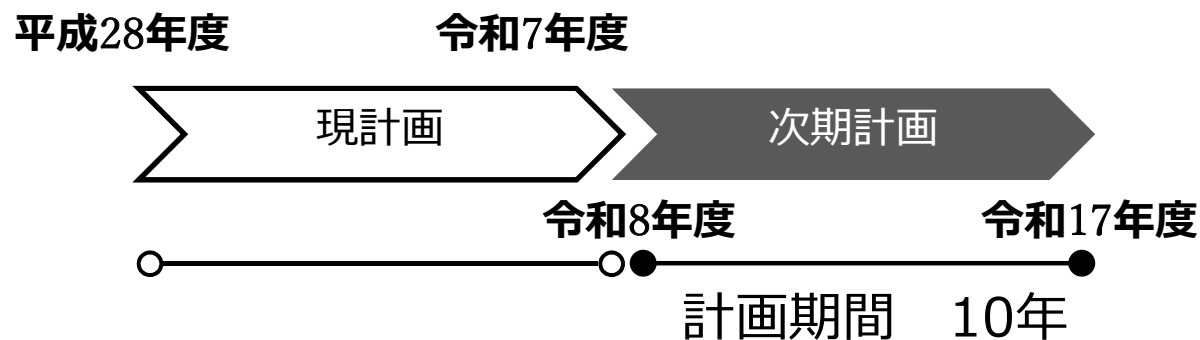
一般廃棄物処理基本計画

■ 概要

一般廃棄物処理基本計画とは

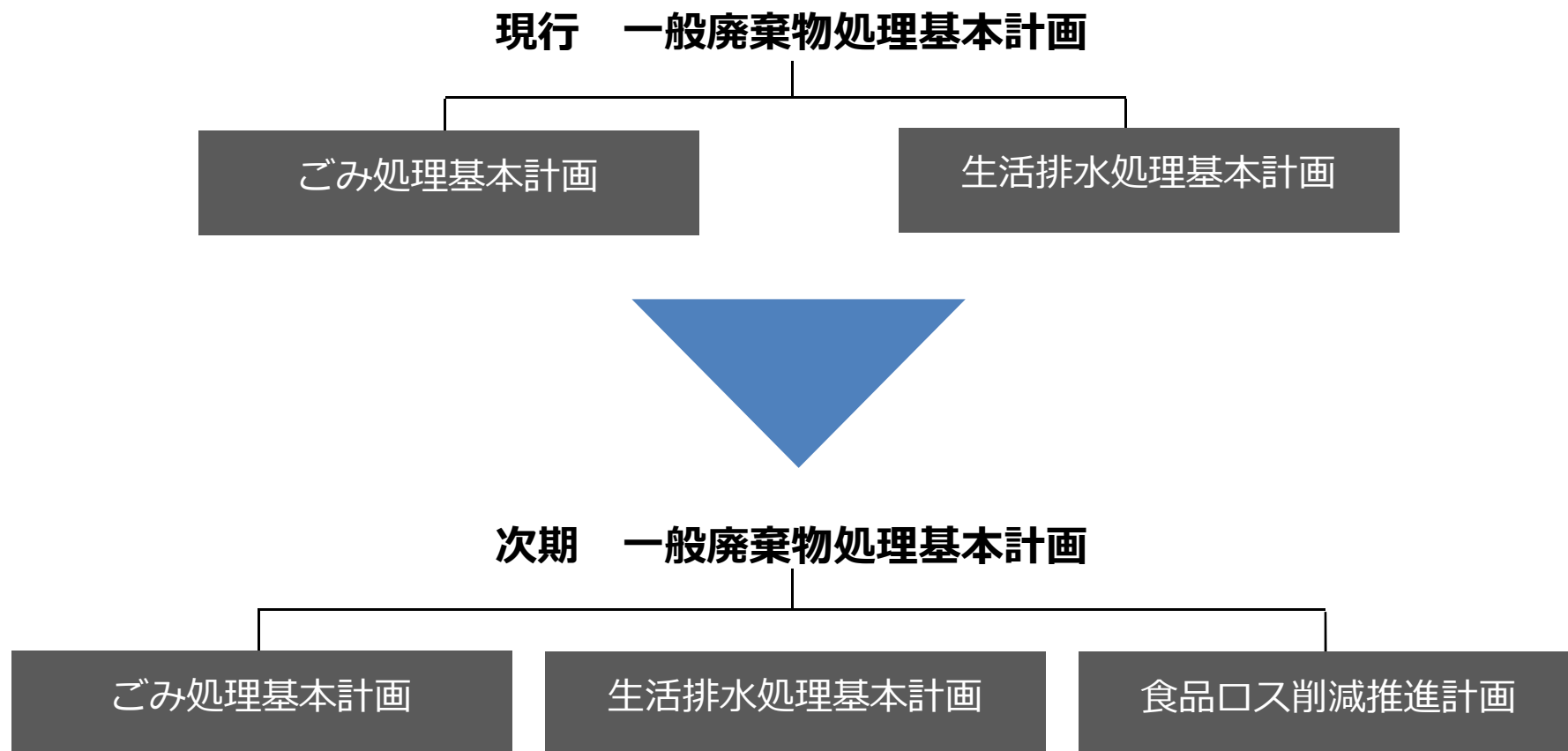
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、各市町村区域内の一般廃棄物処理に関する基本的な事項を定めることが義務づけられています。

現計画が令和7年度に満了することから、上位計画との整合を図りつつ、近年の社会経済の動向、国などの法改正や、市民のライフスタイル変化等を踏まえ、現計画の総括に基づき、令和8年度から10年を計画期間とする新たな計画の策定を進めています。

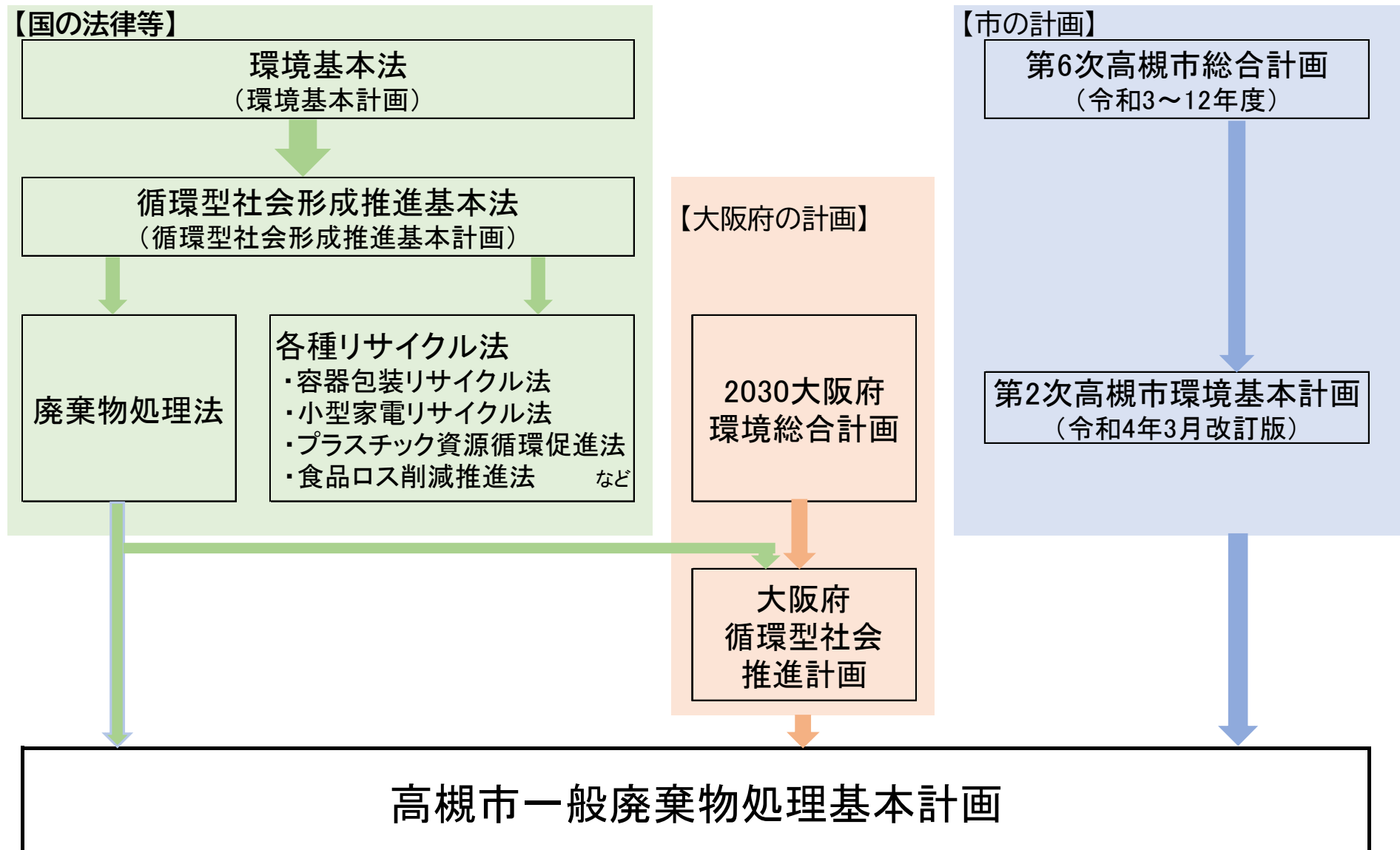


次期計画の構成

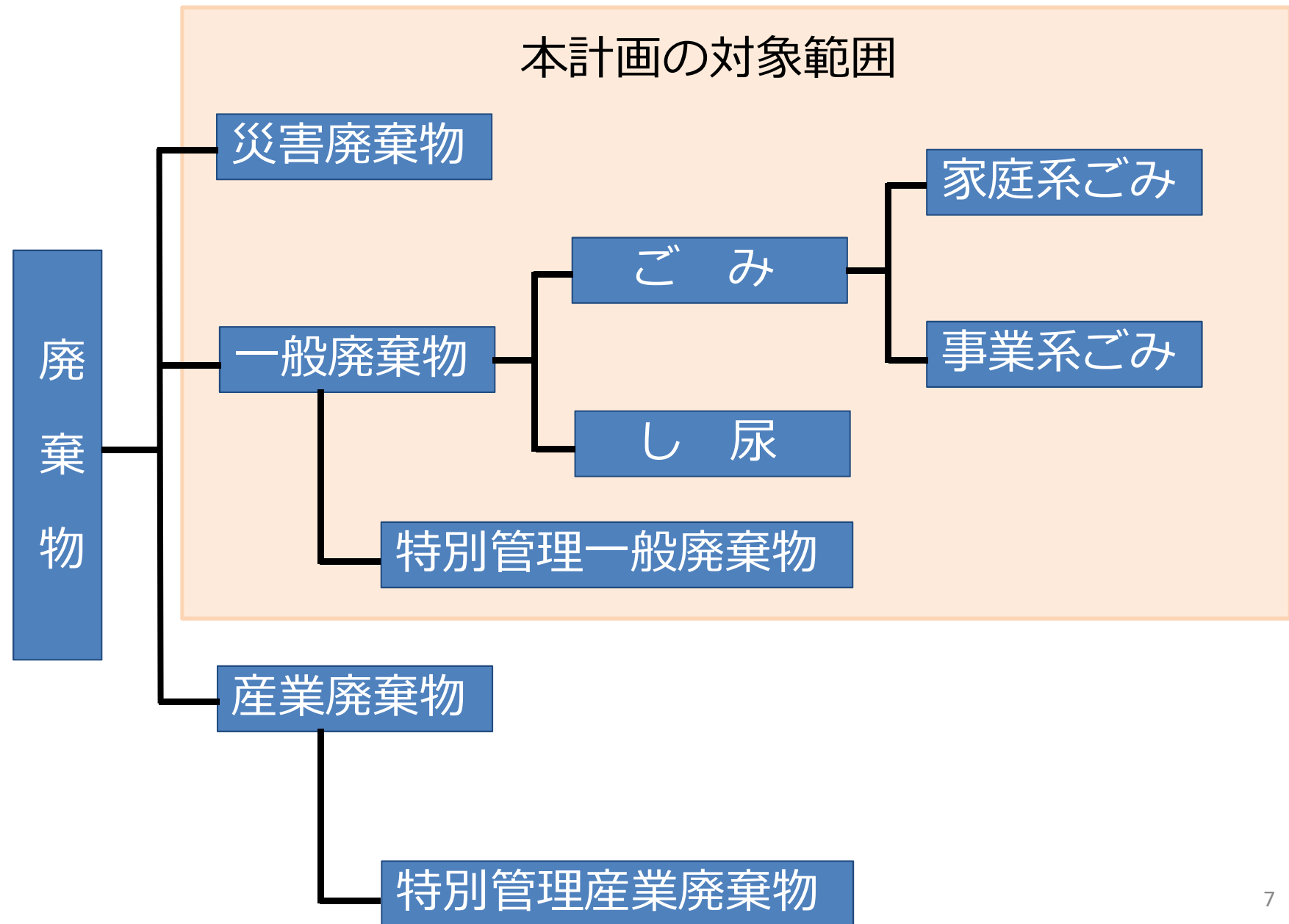
現行計画は「ごみ処理基本計画」「生活排水処理基本計画」の構成でしたが、次期計画は「ごみ処理基本計画」「生活排水処理基本計画」「食品ロス削減推進計画」で策定します。



計画の位置づけ



計画の対象範囲



2. ごみ処理基本計画

2 - 1 高槻市の市勢とごみ処理の概要

高槻市の市勢①

■人口動態・高齢化

(人口数)

- ・ 平成25年／35万6千人 → 令和4年／34万9千人
人口は微減傾向が続いており、今後も人口減少が続く見込みです。

(世帯数)

- ・ 平成25年／15万6千世帯 → 令和4年に16万4千世帯
世帯数は増加し、世帯あたり人口は減少しています。単身者世帯や夫婦のみの世帯など、少人数世帯が増えていることが伺えます。

高槻市では少子高齢化も進展しています。令和2年の老年人口比率は29.6%でしたが、令和6年には29.9%に上昇しています。

将来的には、令和16年（2035年）に32.2%、令和26年（2045年）に36.3%まで高まると推計されています。

* 出所：実績値「国勢調査（総務省）」

：推計値「日本の地域別将来推計（人口国立社会保障・人口問題研究所）」 10

高槻市の市勢②

■ 産業

（事業所数）

- ・ 令和3年度／9,448か所
過去10年間の推移でも、概ね9,000件半ばで推移しています。

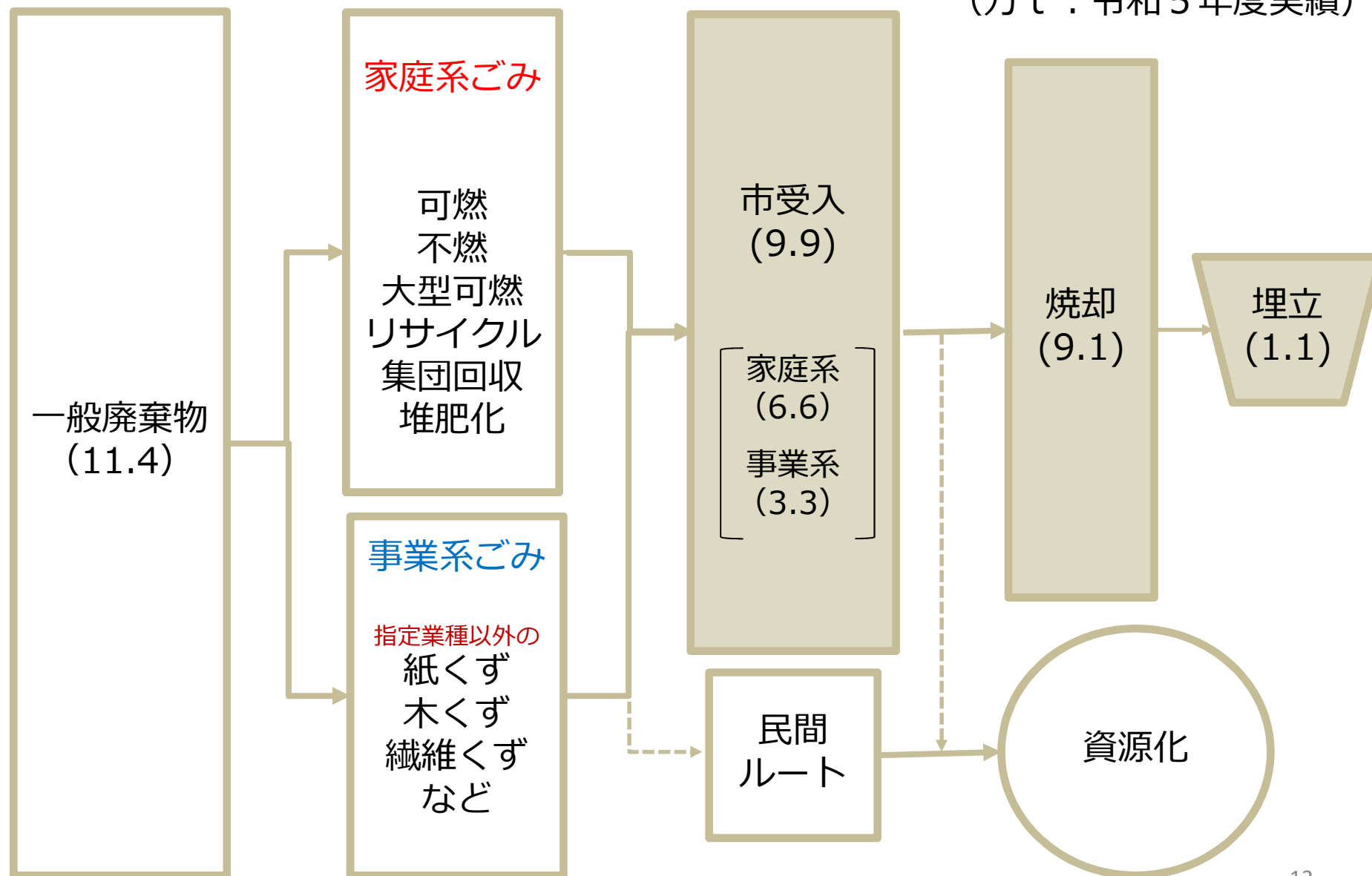
（事業種別）

事業所数を業種別にみると、「卸売・小売業」の割合が最も高く21.5%、次いで「医療・福祉（13.9%）」「宿泊、飲食サービス（11.5%）」となっています。

* 出所 ：「経済センサスー活動調査（総務省）」

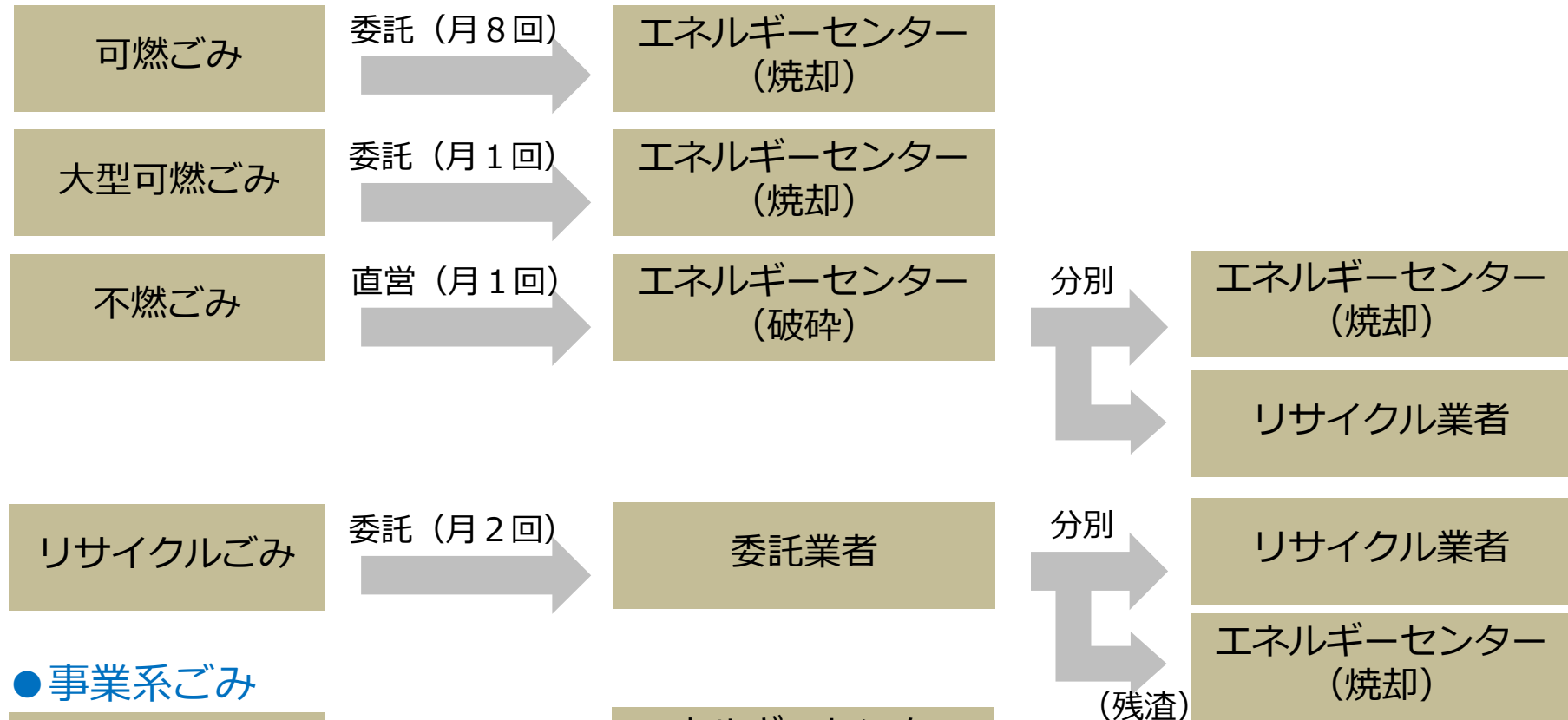
本市における一般廃棄物（ごみ）の処理の流れ

(万 t : 令和 5 年度実績)

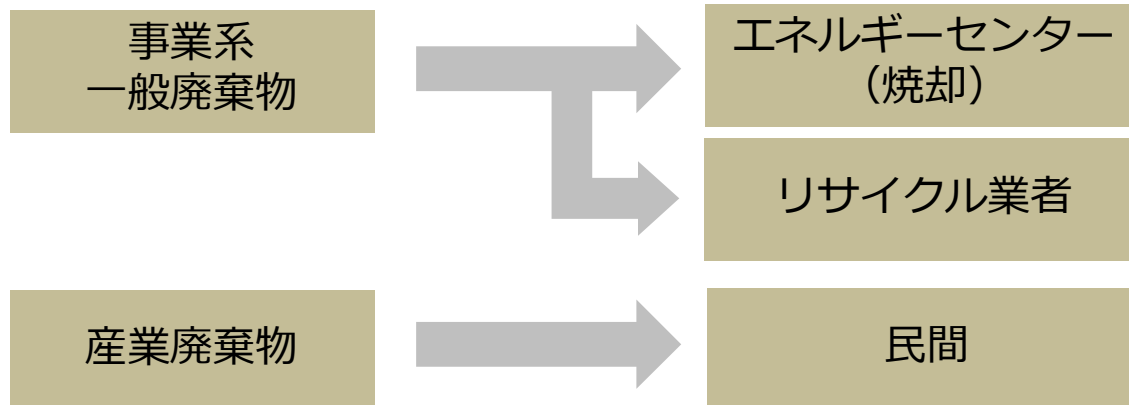


本市におけるごみの収集運搬の流れ

● 家庭系ごみ



● 事業系ごみ



本市の廃棄物処理施設について

エネルギーセンター 第二工場

稼働：平成7年（1995年）

焼却能力：180 t／日×2炉

発電能力：4,950 kW



エネルギーセンター 第三工場

稼働：平成31年（2019年）

焼却能力：150 t／日×1炉

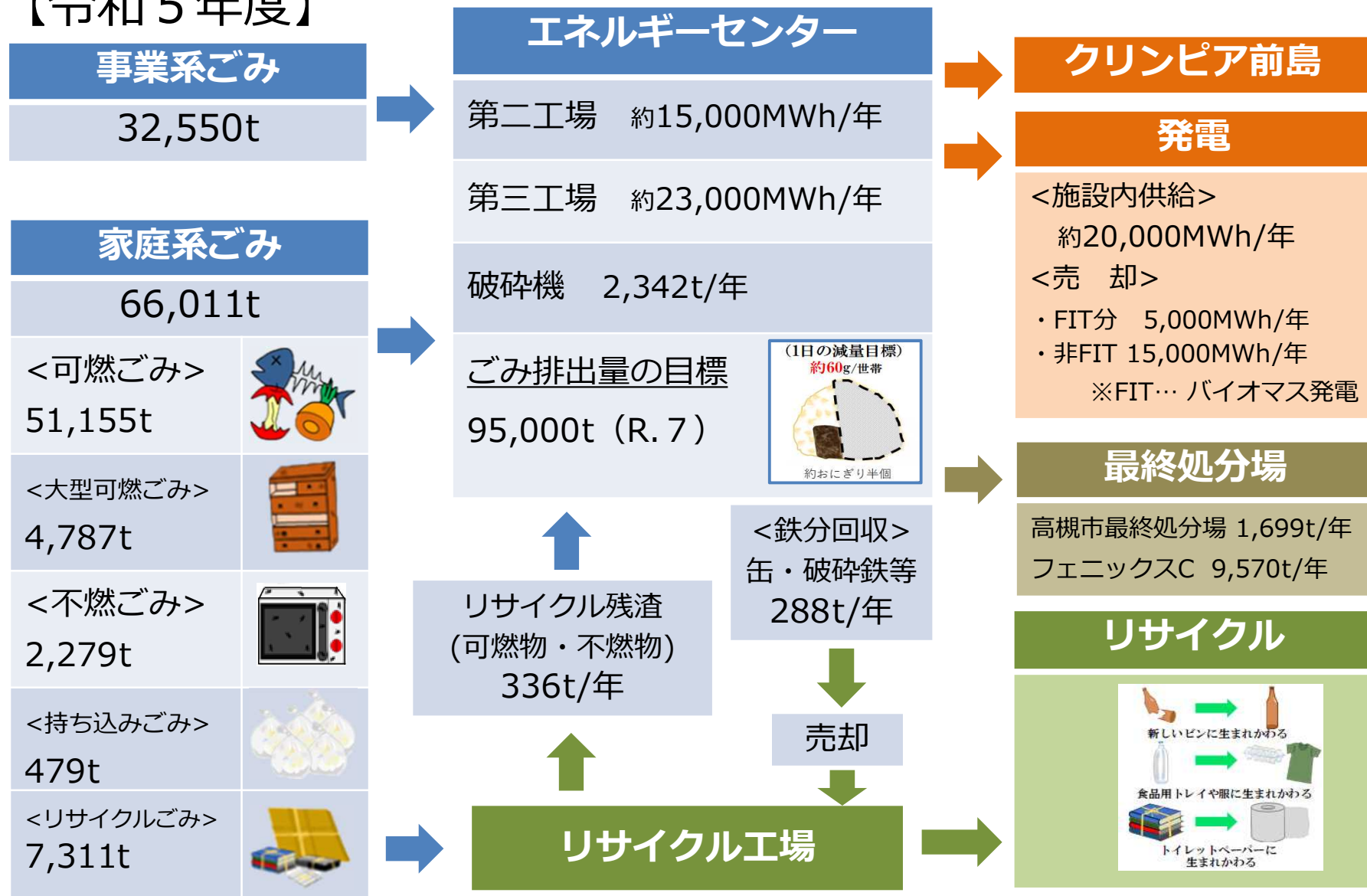
発電能力：4,300 kW

前処理能力：24 t／5時間
（破碎）



エネルギーセンター 廃棄物搬入量と処理状況

【令和5年度】



2 - 2 現計画の概要と取組の実績

現計画の基本施策と減量目標

■基本施策

- 2 R行動の浸透と三者協働による取組体制の確立
- リサイクルシステムの推進
- ごみの適正処理の推進
- 循環型処理システムの計画的な整備
- 美しいまちづくりの推進

■減量目標

	計画策定時 (平成26年度実績)	目標 (令和7年度)
市受入量	10.8万トン	9.5万トン
焼却処理量	10.3万トン	8.7万トン
リサイクル率	19%	27%

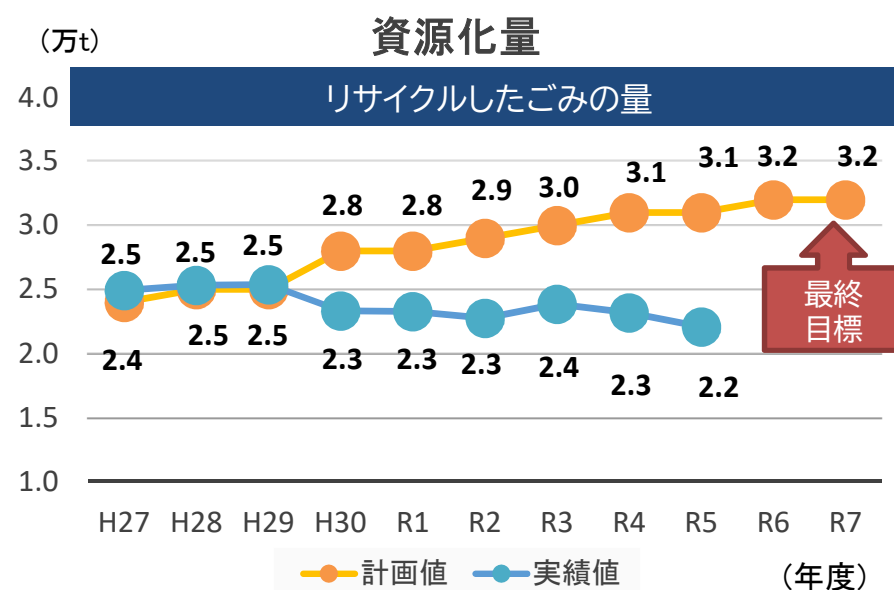
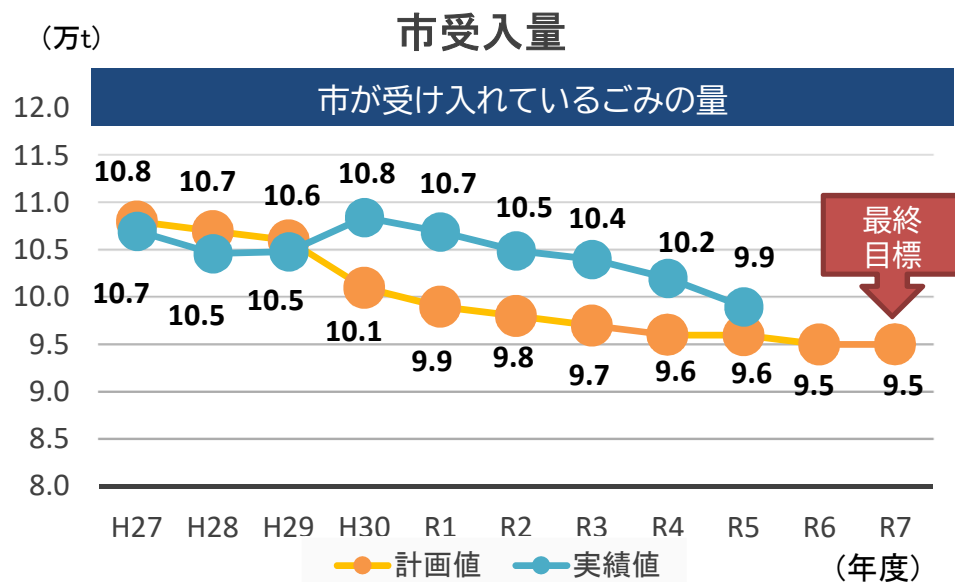
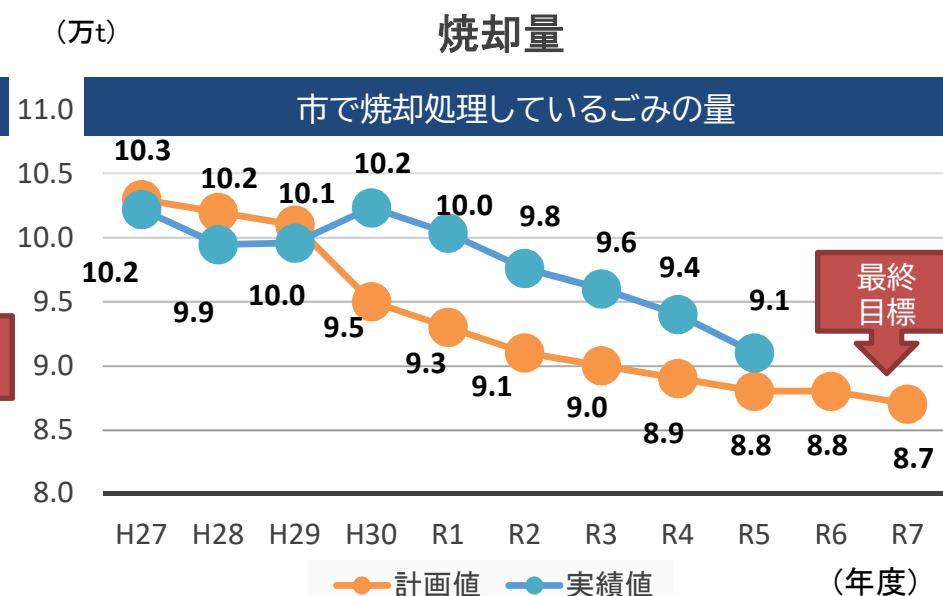
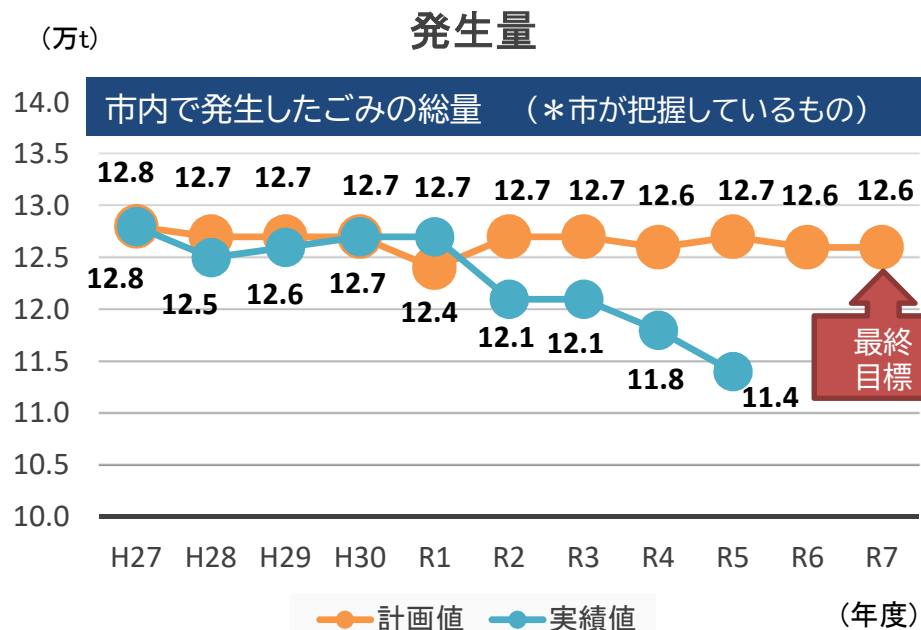
主な廃棄物減量施策の実施状況

施策	開始年	対象	実績
リユース協定	令和6年度	市民	令和6年度（10月時点） 依頼99件 281商品
フードドライブ	令和5年度	市民・事業者	令和6年度 282品 約140kg 令和5年度 239品 約90kg
堆肥化容器購入補助制度見直し （多様な容器に対する補助）	令和4年度	市民	令和5年度 60基
小型家電回収協定	令和3年度	市民	令和5年度回収量 21.0 t
レジ袋有料化	令和元年度	市民・事業者	国の施策より先行実施 北摂7市3町及び11事業者共同
資源物持ち去り禁止条例化 監視パトロールの実施	令和元年度	事業者	リサイクルごみ収集日に原則パト ロール実施（月およそ20回）
資源物3種混合回収の実施 （ペットボトル定時収集開始）	平成28年度	市民	令和5年度3種混合ペットボトル 回収量 534 t
ごみアプリ	平成25年度	市民	令和5年度8月まで ダウンロード数 8.2万件
ごみ処理場見学	平成17年度	市民	令和5年度 41件 2,208人
出前講座	平成17年度	市民・事業者	令和5年度 6団体
エコショップ認定制度	平成17年度	事業者	令和5年度 73社
多量排出事業者減量指導	平成6年度	事業者	令和5年度 71社
廃棄物減量等推進員制度	平成6年度	自治会	令和5年度 720人

広域的な取組の実施状況（協議会等を通じた啓発）

協議会名等	開始年度	内容
大阪府内市町村魚あら適正処理促進連絡会議	令和 6 年度	大阪府内における魚あらの適正処理及びリサイクルの促進
北摂食品ロス削減及び容器包装を含めたプラスチックに係る資源循環促進協議会	令和 5 年度	広域的な取組として北摂 7 市 3 町及びスーパー等 11 事業者と連携して食品ロス削減とワンウェイプラスチックや容器包装プラスチックの排出抑制のイベント等を実施
全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会	令和 2 年度	食品ロス削減の情報の共有及び発信
北摂マイバッグ持参促進・レジ袋削減協議会	平成 30 年度	広域的な取組として北摂 7 市 3 町及びスーパー等 11 事業者と連携してごみの発生抑制及び温室効果ガスの排出削減を図る契機とするためのレジ袋の無料配布中止等を国に先駆けて実施

ごみ量の計画と実績



ごみ処理量の府内他市との比較（全21市）

g/(人・日)

令和 4 年度	総ごみ 排出量	生活系ごみ 排出量(*1)	事業系ごみ 排出量	リサイクル率 (*2)	資源化量 (*3)	焼却処理量	最終処分量
高槻市	798.0	537.3	260.7	13.2%	112.7	739.5	85.2
	(12位)	(13位)	(13位)	(10位)	(12位)	(12位)	(6位)
21市平均 (*4)	850.5	481.7	368.8	13.1%	124.8	787.8	103.9
1位	690.3	—	—	20.8%	168.0	585.4	41.6
	(枚方市)			(寝屋川市)	(寝屋川市)	(守口市)	(吹田市)
2位	691.3	—	—	20.5%	165.4	610.3	53.4
	(守口市)			(守口市)	(河内長野市)	(枚方市)	(茨木市)
3位	733.7	—	—	20.1%	150.8	629.2	65.8
	(八尾市)			(河内長野市)	(守口市)	(寝屋川市)	(堺市)

資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果

*1 生活系ごみ排出量は家庭から排出された（直接搬入含む）、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみを合わせた量で、集団回収量は含まない。

*2 リサイクル率は、環境省一般廃棄物処理実態調査の定義による。

*3 資源化量＝直接資源化量（0.0千t）＋中間処理後再生利用量＋集団回収量

リサイクル率、資源化量とも、灰溶融処理量のウエートが高い市は除いて1～3位を記載。

*4 21市平均とは、大阪府内人口10万人以上の21市の平均。

2 - 3 現計画の総括

現計画の総括① - 実施施策

■ 2 R（発生抑制・再使用）行動の浸透と三者協働による取組体制の確立

- 北摂7市3町・食品スーパーマーケットと広域的な協定を結んで「三者協働（市民・事業者・行政）」による取組体制を確立し、レジ袋の有料化を国に先駆けて実施しました。
- リユース事業者2者と協定を締結し、2 R行動を促進しました。

■ リサイクルシステムの推進

- 国の認定リサイクル事業者と協定を締結し、パソコン等の小型家電のリサイクルシステムの促進を図りました。
- ペットボトルについては、定時回収を開始し分別収集を促進するとともに、旧リサイクル施設を更新して資源化作業の効率化を図りました。
- 「高槻市廃棄物の減量及び適正処理等の推進に関する条例」の改正により資源物の持ち去り行為に対する抑止力を強化し、地域におけるごみ排出管理を徹底を図りました。

■ その他

- ごみ適正処理の推進、循環型処理システムの計画的な整備、美しいまちづくりの推進等、予定されていた113の施策のうち110（97%）に及ぶ各種施策を着実に実行し、公衆衛生の向上、生活環境の保全等に努めました。

現計画の総括② - ごみ減量目標の達成

目標項目	計画策定時 (平成26年度実績)	目標 (令和7年度)	現況 (令和5年度実績)	達成見込
市受入量	10.8万t	9.5万t	9.9万t	達成
焼却処理量	10.3万t	8.7万t	9.1万t	未達成 (令和8年度達成予定)
リサイクル率	19%	27%	20%	未達成

■市受入量

令和7年度に目標値を達成する予定です。市域の一般廃棄物発生量はコロナ禍の影響はあったものの、大幅に減少しており発生抑制が図られています。

■焼却処理量

令和8年度頃には目標値に達する予定です。ペットボトルの定時収集開始や国に先駆けてレジ袋を有料化するなどしたが、災害や感染症による影響を鑑みて市民や事業者には負担が大きい施策の導入を繰り延べたことが影響しています。

■リサイクル率

令和7年度での目標達成は難しい状況です。デジタル化の影響により資源化量の多い新聞・雑誌等の回収量が大幅に減少したこと等が原因で、リデュースの前進がリサイクル率に影響を与えたと考えています。

2 - 4 近年の社会情勢の変化と国・大阪府の動き

近年の社会情勢の変化

■ 持続可能な開発目標（SDGs）

平成27年9月の国連総会で「持続可能な開発目標」（SDGs）の令和12年までの指針が掲げられました。国においては、平成28年に「SDGs 実施指針」を策定し、官民あがてのSDGsの推進に努めています。

■ 脱炭素社会の実現

国では令和2年10月に「令和32年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」との表明がなされ、脱炭素社会実現に向けた国としての方向性が示されました。廃棄物処理の領域でもその実現に資する取組が求められています。

■ サーキュラー・エコノミー（循環経済）への移行

廃棄物を新たに原料として循環させる経済システムで、持続可能な経済成長等も見据えた産業モデルとして、一層の推進が必要とされています。

（事例）

- ・ 家電製品への再生プラスチック素材の使用
- ・ 家電製品の環境配慮設計（軽量化、解体しやすい設計等）の促進
- ・ 販売事業者による中古家電の修理・再販売

■ その他

少子高齢化社会の進展によって、既存のごみ処理の仕組に課題が生じています。

現基本計画策定以降の国、大阪府の動き

時期	法律・計画など	ポイント
平成30年4月	第五次環境基本計画（国）	○地域における資源循環 ○循環型社会の形成 ○海洋ごみ（プラごみ）対策
令和元年10月	食品ロス削減推進法（国）	○市町村食品ロス削減推進計画の策定 ○食品関連事業者等の取組に対する支援 ○未利用食品等を提供する活動への支援等
令和3年3月	大阪府循環型社会推進計画（府）	○一般廃棄物排出量等の目標値 ○各主体（市町村含む）の役割 *詳細下表 ○計画の推進（市町村の実績を把握、公表）
令和4年4月	プラスチック資源循環法（国）	○地方公共団体の責務（努力義務） 分別収集及び分別収集物の再商品化
令和5年6月	廃棄物処理法基本方針の変更（国）	○一般廃棄物処理に伴う温室効果ガス削減 ○プラスチックごみのリサイクル促進
令和5年6月	廃棄物処理施設整備計画（国）	○3Rの推進と資源循環の強化 ○安定的・効率的な施設整備及び運営

大阪府循環型社会推進計画における市町村の実施すべき行動

施策の柱	行動指針
リデュース、 リユースの推進	○ごみ処理有料化を実施する。 ○住民による環境に配慮した消費行動を促進する。 ○事業者による環境に配慮した消費行動を促進する。 ○資源化可能な紙類等の搬入禁止等を実施する。 ○交換掲示板の活用やイベントにおける交換会などにより、リユースを推進する。
リサイクルの推進	○紙製容器包装等の分別収集を拡充する。 ○住民や事業者による分別排出を促進する。 ○リサイクル製品の普及啓発に協力する。
プラスチック ごみ対策の推進	○住民によるワンウェイプラスチックの削減を促進する。 ○プラスチック製容器包装の分別収集を拡充する。 ○製品プラスチックの分別収集を実施する。 ○ペットボトルのボトル to ボトルリサイクルに取り組む。
適正処理	○一般廃棄物の適正な中間処理及び最終処分を行う。 ○産業廃棄物不適正処理対策会議を通じて不適正処理防止の啓発及び早期発見に向けた連携を行う。 ○住民による廃棄物の3Rの取組を促進する。 ○災害廃棄物処理計画を策定する。 ○災害対応視点から処理施設を整備する。 ○関係機関等との連携による災害廃棄物の処理体制を構築する。28

2-5 令和6年度 ごみ組成調査

ごみ組成調査(令和6年6～8月実施) について

■ 目的

- 次期一般廃棄物処理基本計画策定の基礎資料を得る。
- ごみの分別・排出状況及びごみの組成分析を行い、前回の調査結果と比較検討することで施策の効果を確認する。
- 新たなごみ減量化施策に関する基礎的・科学的な資料収集を行う。

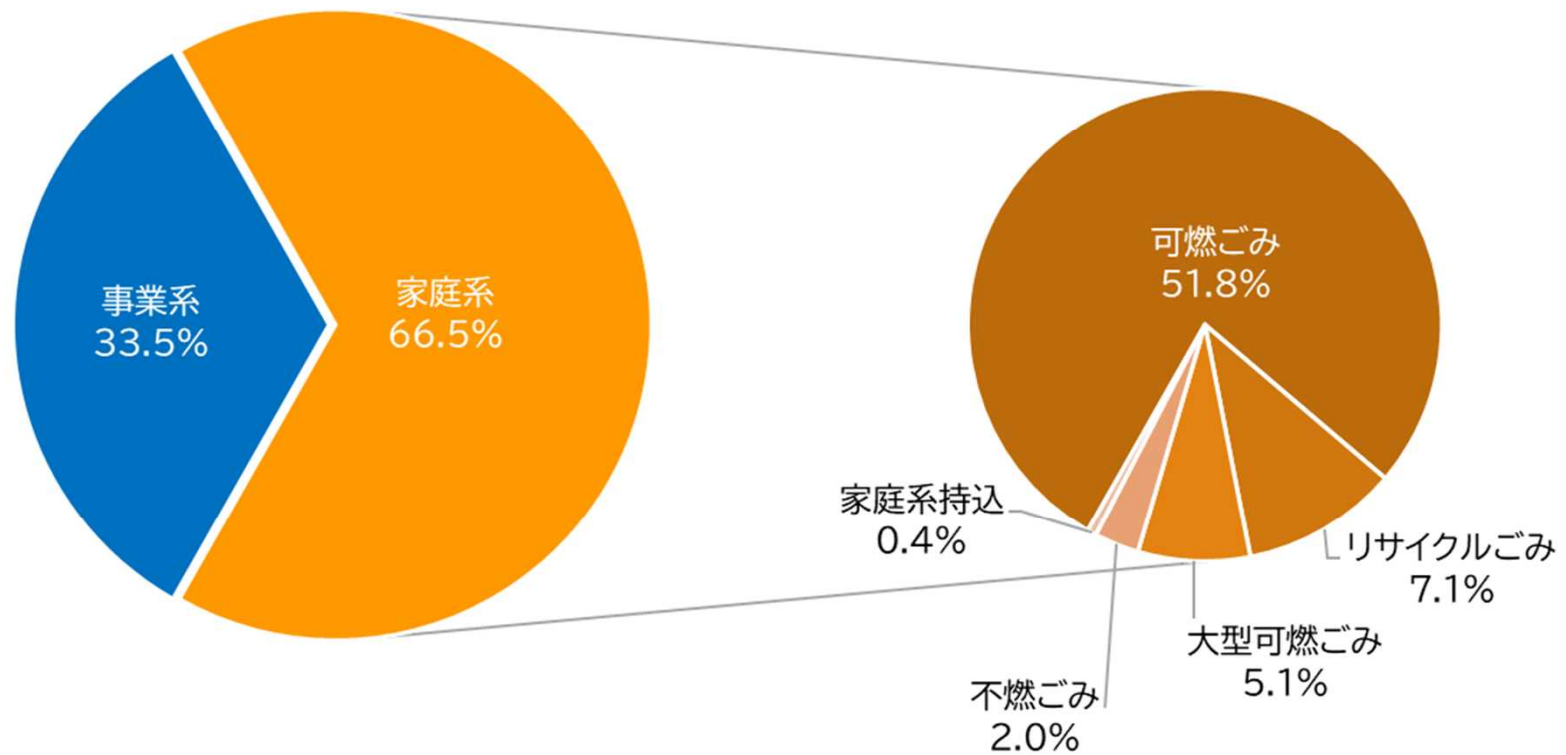
■ 調査実施方法（家庭系）

- 家庭系は戸建住宅地区・中層住宅地区・住商混合地区からそれぞれ100世帯以上を対象としてステーションを選定
- 収集する家庭系ごみの種類は可燃ごみ・不燃ごみ・大型可燃ごみ・リサイクルごみ
- 収集時刻を調査し収集直前にサンプリングして分析

■ 調査実施方法（事業系）

- 一般廃棄物収集運搬許可業者が収集する事業系ごみからごみ排出量の多い8業種から複数事業者を選定し、全体で約50事業者から収集
- 収集前にサンプリングして分析

エネルギーセンター搬入一般廃棄物

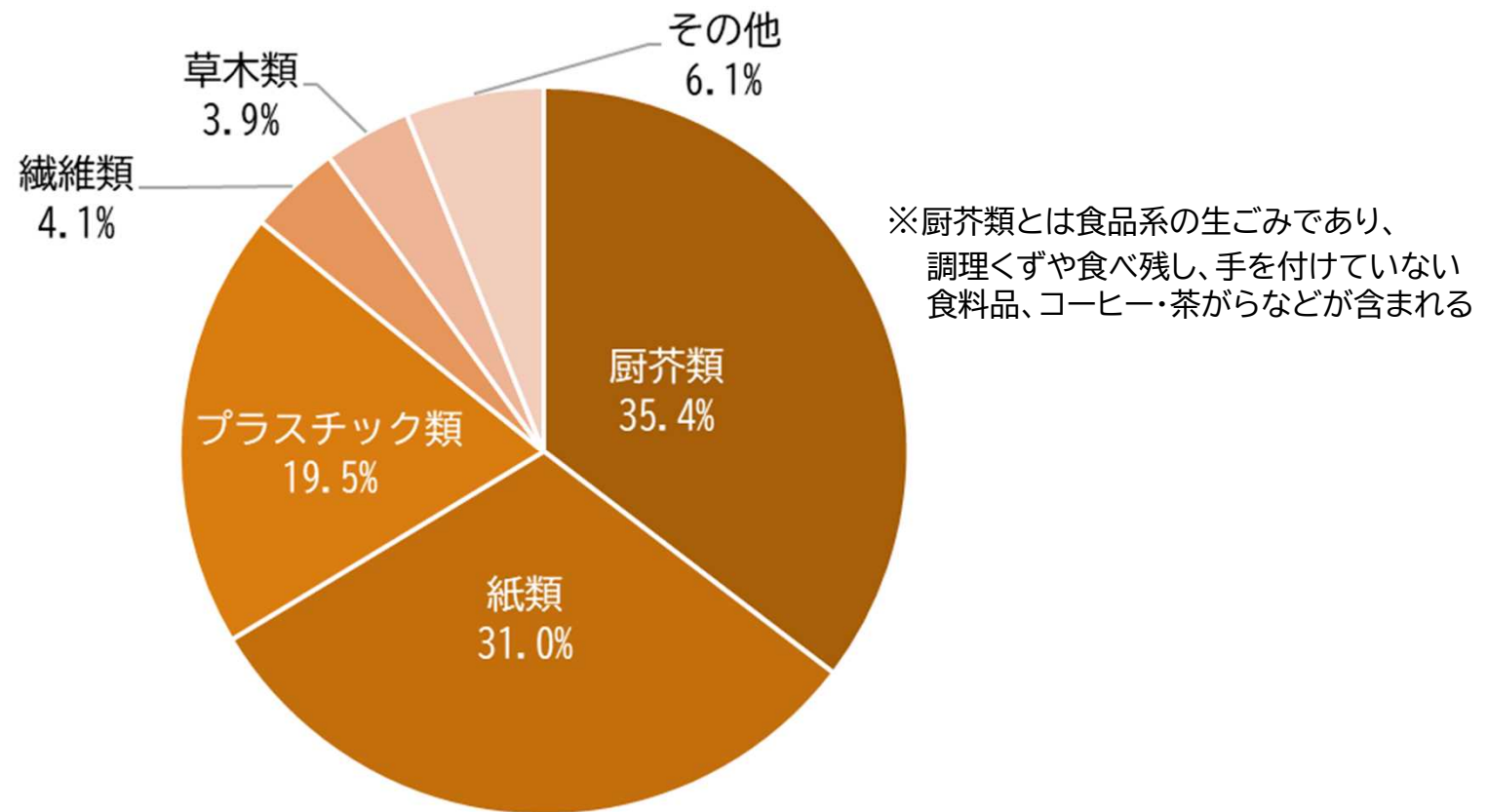


ごみ組成調査の結果

重量ベース(%)

約8割 →	ごみ種	家庭系ごみ	事業系ごみ
	厨芥類	28.2	29.9
	紙類	31.2	36.7
	プラスチック類	17.2	15.9
	その他	22.4	17.5
	合計	100	100

家庭系可燃ごみの組成

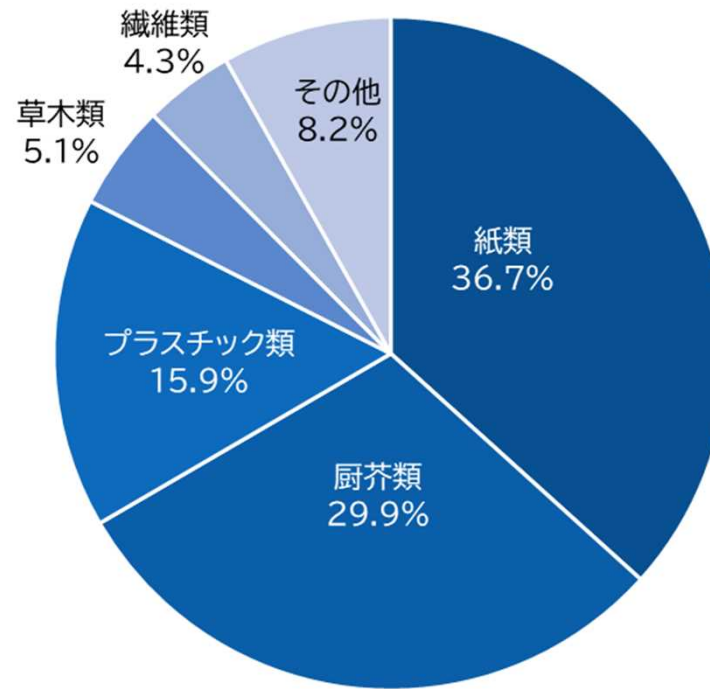


参考：令和5年度実績量 51,154t

令和6年度調査結果

※令和6年度値確定次第、現行データと差し替え予定

事業系一般廃棄物の組成



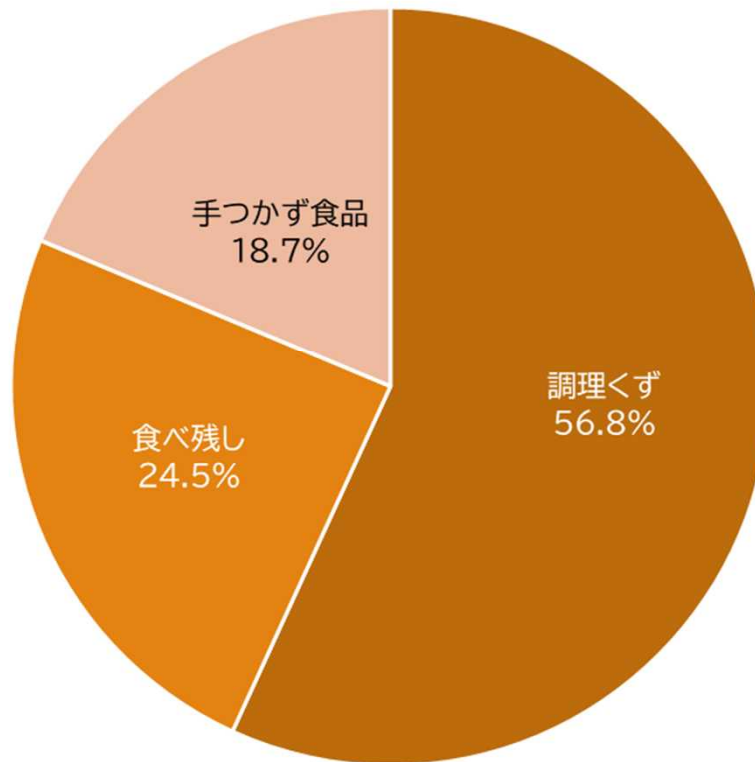
令和6年度調査結果

参考：令和5年度実績量 32,550t

※令和6年度値確定次第、現行データと差し替え予定

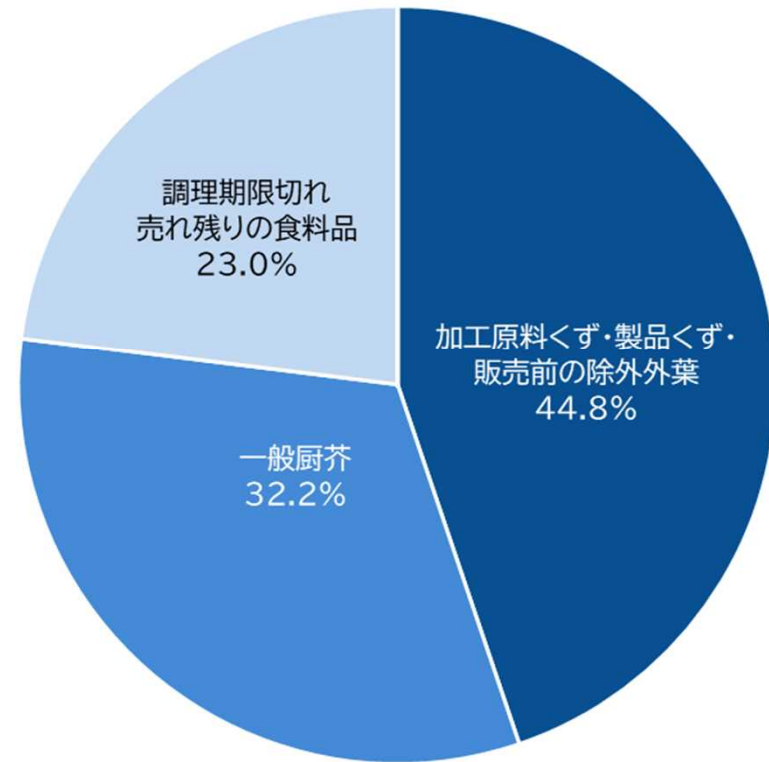
厨芥類組成

家庭系



参考: 令和5年度実績換算 18,180t

事業系

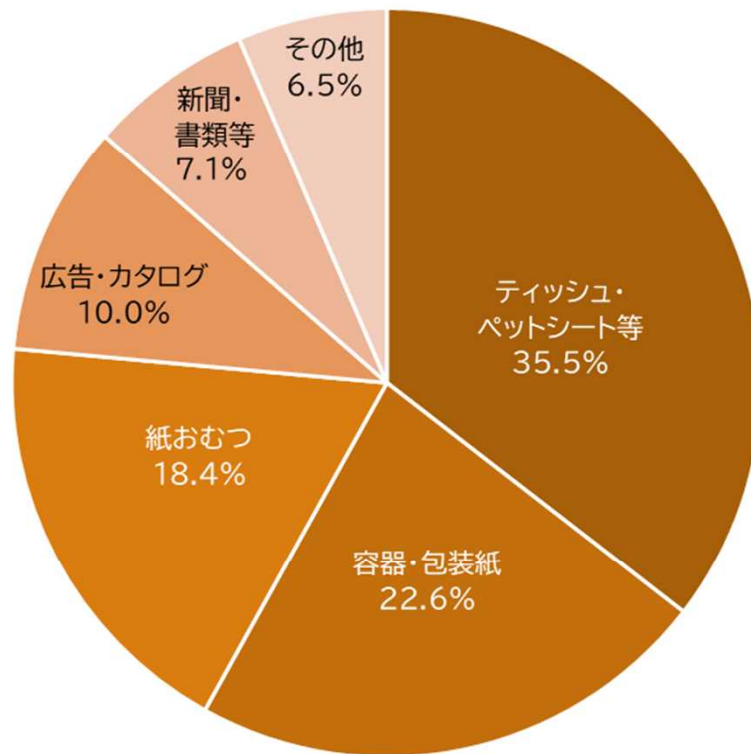


参考: 令和5年度実績換算 9,732t

※令和6年度値確定次第、現行データと差し替え予定

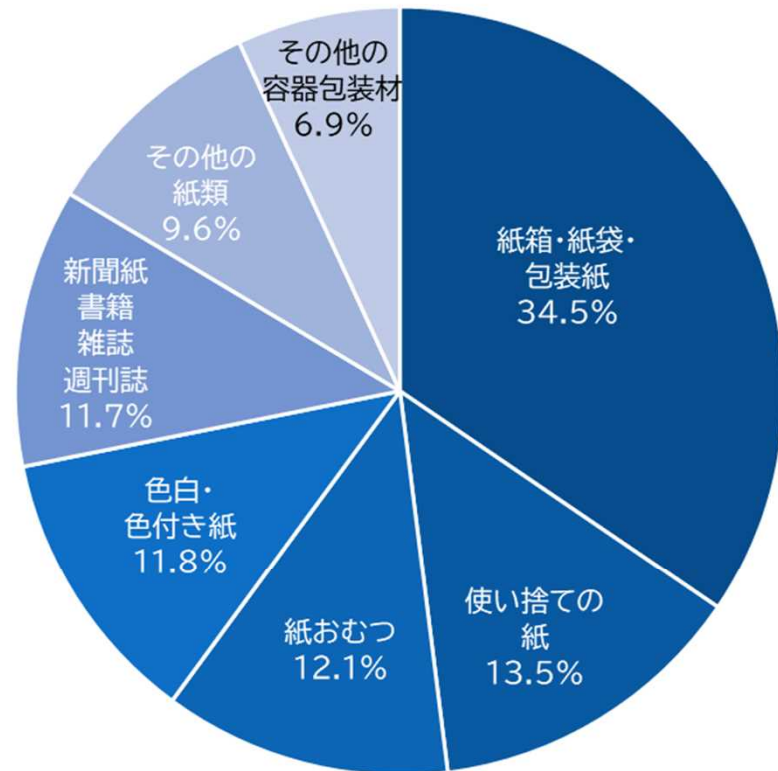
紙類組成

家庭系



参考: 令和5年度実績換算 15,838t

事業系

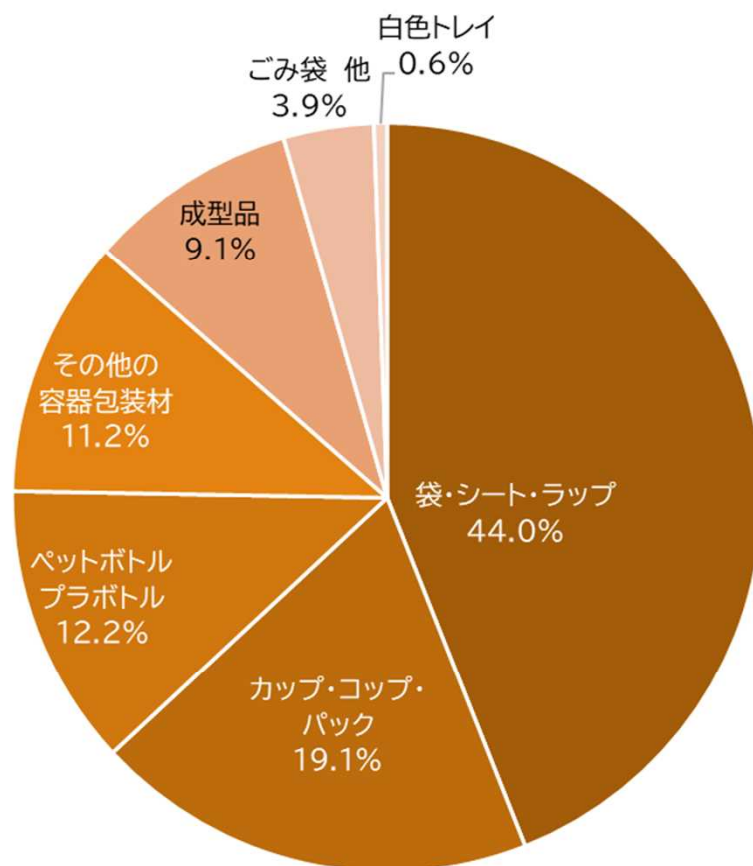


参考: 令和5年度実績換算 11,946t

※令和6年度値確定次第、現行データと差し替え予定

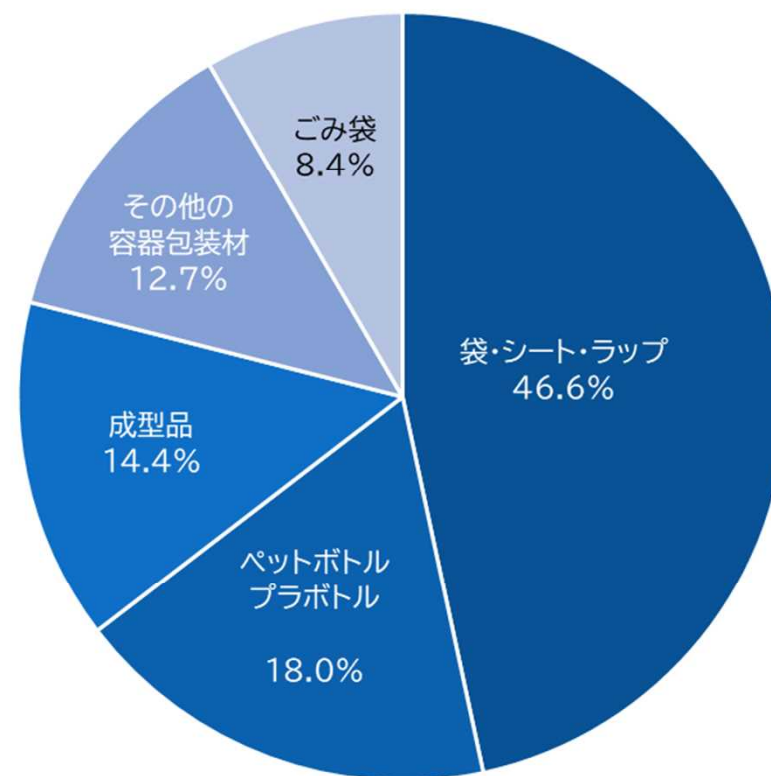
プラスチック類組成

家庭系



参考：令和5年度実績換算 9,980t

事業系

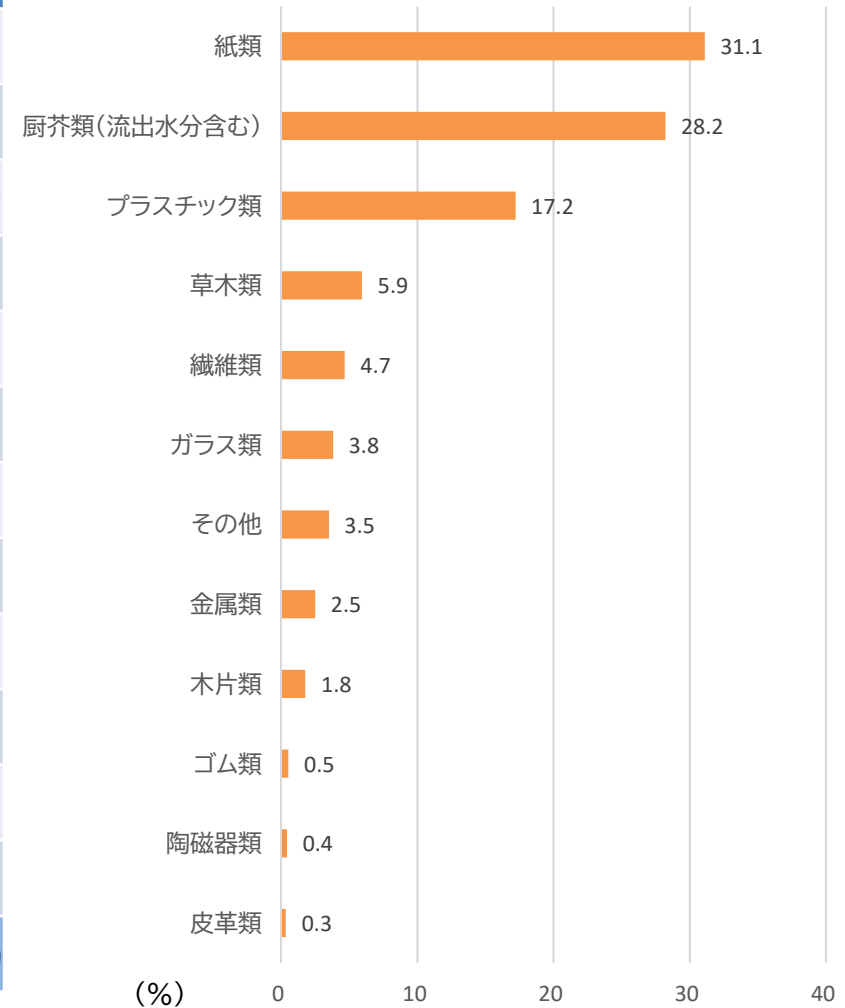


参考：令和5年度実績換算 5,166t

※令和6年度値確定次第、現行データと差し替え予定

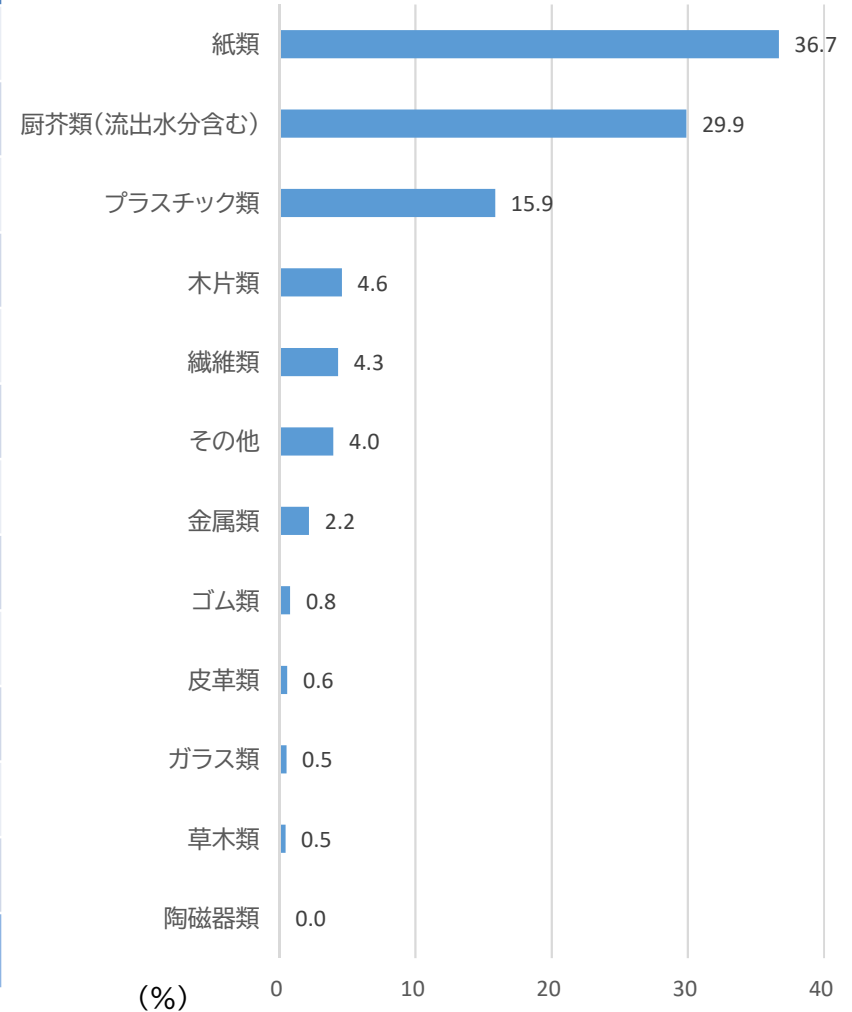
令和6年度組成調査結果（家庭系）

	家庭系	
	重量（％）	容積（％）
紙類	31.1	29.02
厨芥類(流出水分含む)	28.2	5.35
プラスチック類	17.2	49.50
草木類	5.9	4.79
繊維類	4.7	3.88
ガラス類	3.8	1.21
その他	3.5	0.85
金属類	2.5	2.88
木片類	1.8	1.81
ゴム類	0.5	0.32
陶磁器類	0.4	0.12
皮革類	0.3	0.28
合 計	100.00	100.00



令和6年度組成調査結果（事業系）

	事業系	
	重量（％）	容積（％）
紙類	36.70	45.08
厨芥類(流出水分含む)	29.90	3.95
プラスチック類	15.87	41.17
木片類	4.60	2.64
繊維類	4.32	2.32
その他	3.98	1.34
金属類	2.19	2.38
ゴム類	0.80	0.41
皮革類	0.59	0.34
ガラス類	0.54	0.05
草木類	0.46	0.32
陶磁器類	0.05	0.01
合 計	100.00	100.00



2 - 6 次期計画の整理

課題の整理

■ 現計画の総括から分かること

「ごみの受入量」や、「ごみの焼却量」は目標を概ね達成出来る見込みですが、「リサイクル率」については未達成となりました。
また、「ごみの排出量」などの各種指標については、大阪府内で中位の実績となっており、持続的に施策に取り組む必要があります。

■ 近年の社会経済の動向と国・大阪府の動き

社会経済の動向としては「SDG s」や「脱炭素社会」の実現等が大きな社会的テーマとなっており、環境問題への対策は喫緊の課題となっています。国では、平成30年度に「第五次環境基本計画」を策定し、令和元年度に「食品ロス削減推進法」、令和4年度には「プラスチック資源循環法」を制定しています。大阪府では「大阪府循環型社会推進計画（令和3年度）」において、府内の自治体に求められる役割を定めています。

また、少子高齢化の進展によって、現在のごみ収集の仕組に課題が生じており、対応が求められる状況となっています。

■ 組成調査の結果

家庭系、事業系ごみ共に「紙類」と「厨芥類」がそれぞれ約3割を占め、合わせて全体の6割を超えました。家庭系可燃ごみや事業系ごみには資源化可能な「紙類」が、「厨芥類」では手つかず食品や食べ残し等が多く含まれていることから、食品ロス対策や3Rをさらに進める必要があります。

次期計画の策定に向けて

■取組をさらに進める施策

➤ ごみ排出の適正化と減量化

資源化可能物の分別と経済的インセンティブを働かせた事業系ごみの減量化等を徹底し、循環型社会の構築を後押しします。

➤ 2 R活動の活発化

リサイクルに比べ環境負荷の少ない2 R活動を活発化させるため、市民・事業者・市の協働による更なる取組を推進します。

➤ 食品ロスの削減

ごみ減量の観点だけではなく、食糧不足による飢餓、生産・運搬・廃棄等によるエネルギー消費と二酸化炭素の排出、経済的な損失など影響が多岐にわたることから、食品ロス削減推進計画を策定し、削減の取組を加速させます。

■継続して着実に行う施策

➤ リサイクルについて

組成調査の結果を踏まえて、紙ごみをはじめとしたリサイクルの推進を、市民・事業者にとっての経済性や取組易さなど総合的に判断して推進します。

また、プラスチック類についても情勢を注視、研究を進めます。

➤ 生活環境の保全及び公衆衛生の向上

適正排出から最終処分までの一般廃棄物処理システムについて安全で安定した運営を続けます。また少子高齢化社会から生まれる諸課題にも対策を検討します。

「適正な分別と排出の促進」

■ 指定ごみ袋の導入

市民への適正排出を促し、可燃ごみへの資源化可能ごみ混入抑制策や危険物混入の抑制策として「指定ごみ袋の導入」は有効と言われており、導入した多くの自治体では、ごみの減量やリサイクルの向上に一定の効果がありました。

＜近隣自治体の実施状況＞

	指定袋（うち有料化指定袋）
北摂7市	3市（2市）
府内33市	12市（8市）

「ごみ発生抑制を目指した社会への転換」

■ ごみ処理手数料の適正化

手数料見直しは、ごみ減量への経済的インセンティブが働くため、発生抑制、再利用、再生利用への動機づけが強まり循環型社会への円滑な移行が期待できます。現行手数料は平成4年度の処理原価を根拠に算定しており、乖離があります。

	平成4年度	直近5年平均
1 t あたり処理原価	約16,000円	約25,000円

※ 収集運搬費用は
含まない原価

＜近隣自治体との手数料比較＞

	高槻市	豊中市	枚方市	吹田市	茨木市
改定時期	平成8年	令和3年	令和5年	令和4年	令和5年
10Kgあたり手数料	80円	105円	120円	105円	90円

「ごみの発生抑制を目指した社会へ転換」

■粗大ごみの有料化

ごみの有料化は費用負担を軽減しようとする経済的インセンティブが生まれ排出抑制や再生利用が進むほか、排出量に応じた負担の公平性の確保につながります。

また、市民の廃棄物排出に係る意識改革につながり、不用・不急の商品購入の抑制や、製品の再使用促進などの行動変容を促します。

<近隣自治体の実施例>

スプリングマットレス	： 豊中市・枚方市 1,800円、藤井寺市 8,860円
自 転 車	： 豊中市 900円、枚方市 300円
電子ピアノ（エレクトーン）	： 豊中市 2,700円、枚方市 1,800円

「発生抑制・再利用（2R）優先の取組」

■事業系古紙類の資源化促進

紙類は厨芥類やプラスチック類と並びごみの中でも発生割合が高くなっています。なかでも、事業系一般廃棄物に多く含まれている紙ごみについては、品質が一定のため資源化可能なものが多く、ごみの減量が促進されるだけでなく事業者にとってもコスト削減につながる可能性があります。

<近隣自治体の実施状況>

搬入規制実施市：大阪市・堺市、西宮市、京都市

「多様なリサイクルシステムの維持・構築」

■プラスチック類の分別収集及び再商品化

プラスチック資源循環法の施行や海洋プラスチックが問題になり、容器包装プラスチックに加えて製品プラスチックの再商品化プロセスも整備されました。しかし、家庭ごみは多様なプラスチックを含むことから、材料としてリサイクルされるプラスチックは限定的です。そのため、現況は回収しても燃料等として利用されているものも多く、また、収集・運搬・選別作業や処理施設の確保等に多大な費用を要するため、費用対効果の観点からの課題があります。

＜近隣自治体の実施状況＞

	容器包装プラ	製品プラ
北摂7市	2（豊中市・池田市）	0
府内33市	23	0

■新たな資源回収の仕組づくり

近年、資源化の動きが活発化している家庭系廃食油等について、技術の進歩や収集効率の向上など課題の改善に注視し、事業者と連携した回収の仕組づくりなど新たな取組が求められています。

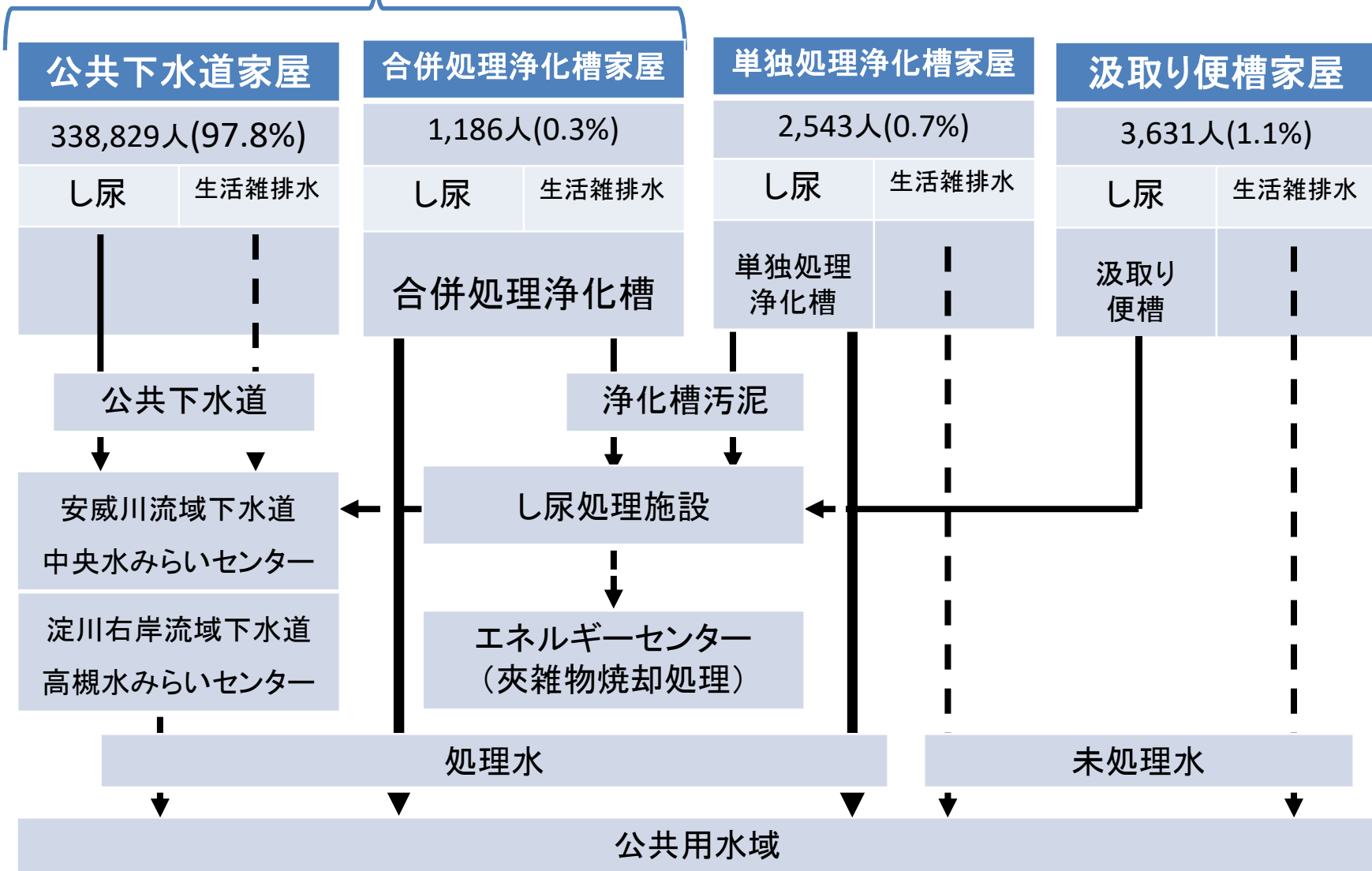
実際、カーボンニュートラルの実現に向け、ヨーロッパではSAF（持続可能な航空燃料）の混合使用義務化が目前に迫り、日本でも多くが焼却されている家庭系廃食油に注目が集まっています。また、洗剤等のパウチ容器や羽毛布団などの資源化の試みも進行しています。

3 生活排水処理基本計画について

3 - 1 生活排水処理の概要

生活排水の処理

生活排水処理率: 98.2% (令和5年度 人口: 346,189人)



し尿処理施設の概要

名 称	し尿処理施設(エネルギーセンター分室)
所在地	高槻市唐崎西1丁目17番1号
処理開始	昭和36年 (平成16年度から公共下水道への希釈放流方式に変更)
処理能力	84KL/日
処理方式	前処理＋希釈後下水道放流方式
放流先	流域関連公共下水道
敷地面積	11,302.802m ²
建築面積	3,404.66m ²

3－2 現計画における生活排水処理

現計画の内容①

■ 施策

- 計画的な生活排水処理の推進
- 収集・運搬体制の整備と浄化槽の適正な維持管理の徹底
- ディスポーザー排水処理システムへの対応策の検討
- 公共下水道整備の推進に伴う高槻クリーンセンター（現エネルギーセンター）分室の今後のあり方の検討
- 生活雑排水対策計画
- 災害時の対応方策

■ 予測値

	平成26年度実績	令和7年度予測
浄化槽	14kl/日	5 kl/日
し尿	21kl/日	9 kl/日
合計	36kl/日	14kl/日

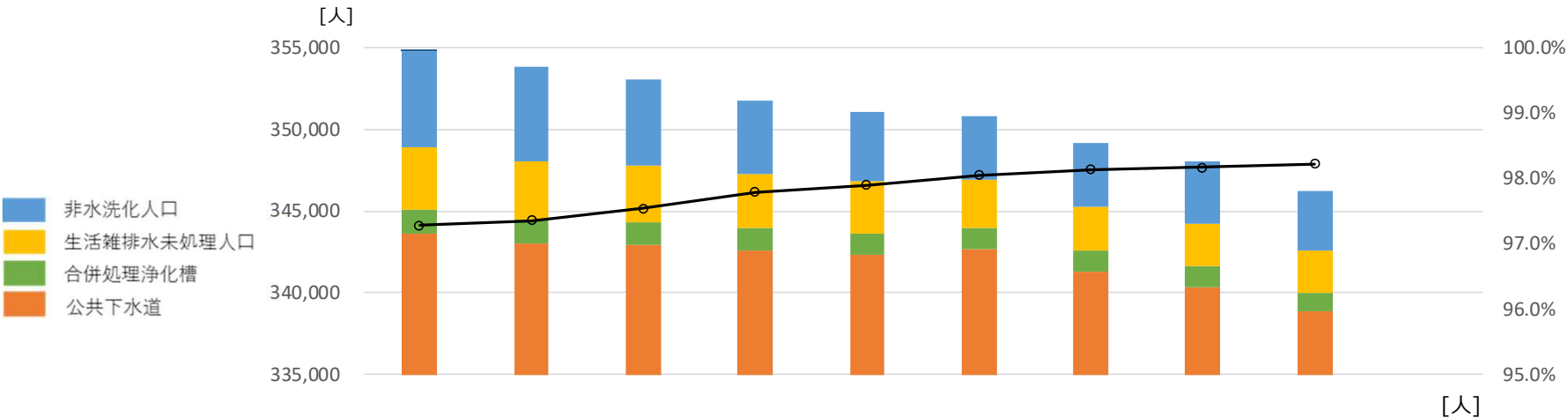
現計画の内容②

■生活排水の処理形態別動向と現状

本市では、昭和60年度に公共下水道整備緊急3か年計画を策定し、集中的な投資を行って、生活環境の改善、公共用水域の水質保全に努めてきました。

平成24年度からは下水道計画区域外の北部山間地域において、個人住宅に公設の合併処理浄化槽を設置する事業を行いました。

これにより下水道と合併処理浄化槽を合わせた水洗化人口は令和5年度末で約340千人、水洗化率は98.2%となり、本市の污水整備は概成を迎えています。

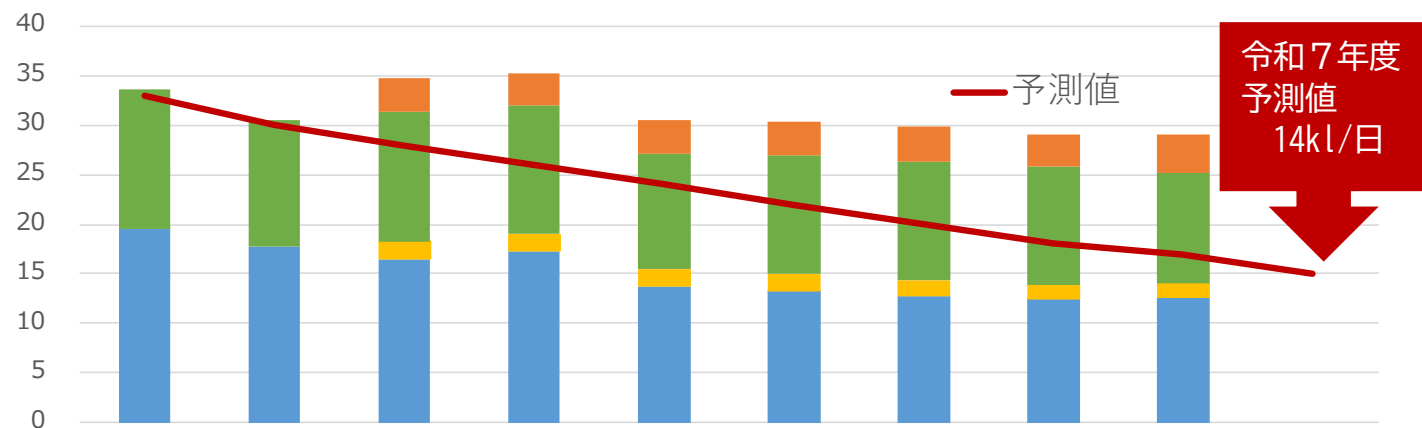


	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
1 計画処理区域内人口	354,771	353,822	352,990	351,741	351,019	350,819	349,109	348,020	346,189	
(1)水洗化人口	345,121	344,459	344,309	343,947	343,624	343,966	342,582	341,627	340,015	
①公共下水道	343,587	343,039	342,901	342,609	342,305	342,709	341,320	340,380	338,829	
②合併処理浄化槽	1,534	1,420	1,408	1,338	1,319	1,257	1,262	1,247	1,186	
(2)生活雑排水未処理人口	3,788	3,583	3,489	3,323	3,198	2,973	2,703	2,608	2,543	
(3)非水洗化人口	5,862	5,780	5,192	4,471	4,197	3,880	3,824	3,785	3,631	
生活排水処理率〔%〕	97.3%	97.4%	97.5%	97.8%	97.9%	98.0%	98.1%	98.2%	98.2%	

3 - 3 現在の状況と次期計画の骨子

現在の状況

- 公設浄化槽事業や公共下水道整備地域の下水道への接続指導等を行い生活排水処理率は98.2%に達し、浄化槽及びし尿の発生量の減少が図られました。
- 平成29年度から、「高槻市と島本町とのし尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務の委託に関する規約」に基づき、島本町域で発生した、し尿及び浄化槽汚泥の受入を行っています。



	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
し尿 (高槻市)	20	18	17	17	14	13	13	12	13	
し尿 (島本町)	0	0	2	2	2	2	2	1	1	
浄化槽汚泥 (高槻市)	14	13	13	13	12	12	12	12	11	
浄化槽汚泥 (島本町)	0	0	3	3	3	3	3	3	4	
合計	33	31	35	35	31	30	30	29	29	-

次期計画の骨子

■ 基本的課題

- 公共下水道への接続
- 浄化槽の適正な維持管理の徹底
- 公設合併浄化槽の維持管理
- 公共下水道整備の推進に伴う、し尿処理のあり方の検討

■ 方向性

- 公共下水道への接続推進
- 公設浄化槽の適正な維持管理の徹底
- 収集・運搬体制の維持
- し尿・浄化槽汚泥処理施設の今後のあり方の検討
- 生活雑排水対策
- 災害時等の対応方策の維持と検討

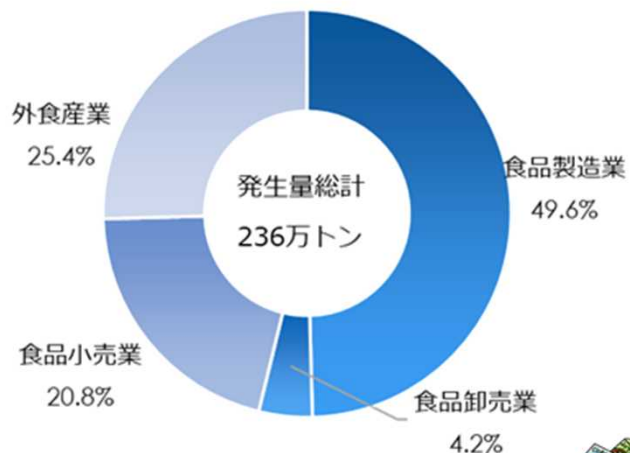
4 食品ロス削減推進計画

食品ロスとは・・・

本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のこと

事業系食品ロス 事業者から排出

事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳



製造・卸・小売事業者

製造・流通・調理の過程で発生する規格外品、返品、売れ残りなど



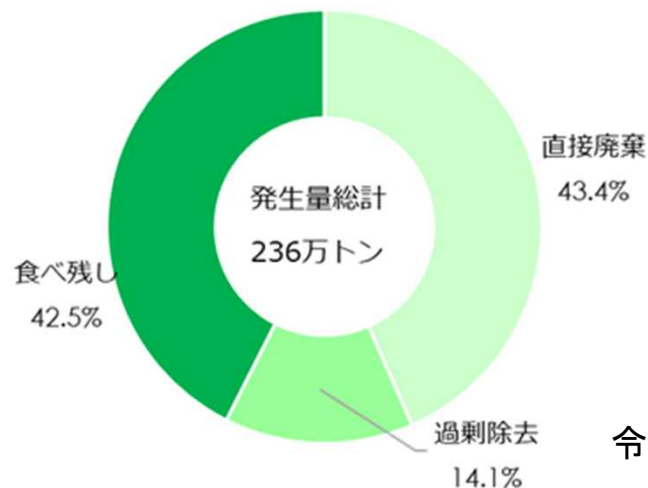
外食事業者

作り過ぎ、食べ残しなど



家庭系食品ロス 家庭から排出

家庭系食品ロスの内訳



令和4年度

家庭

直接廃棄のほか、食べ残し、過剰除去など



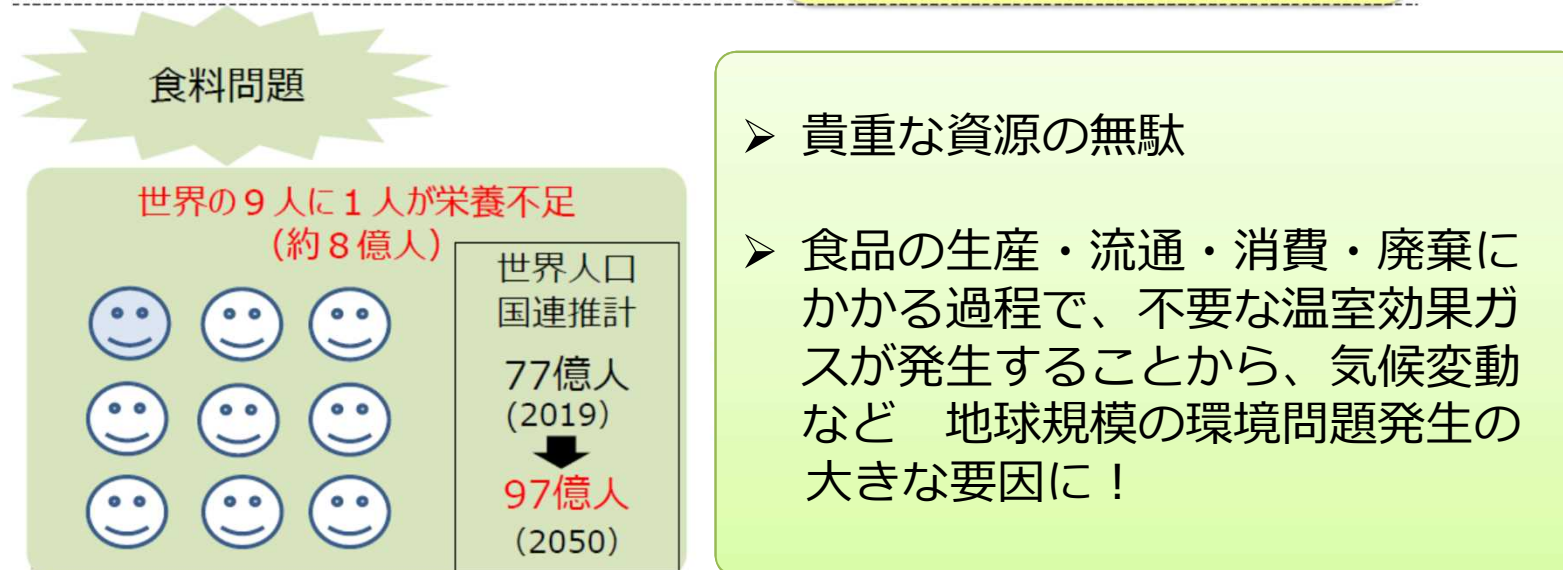
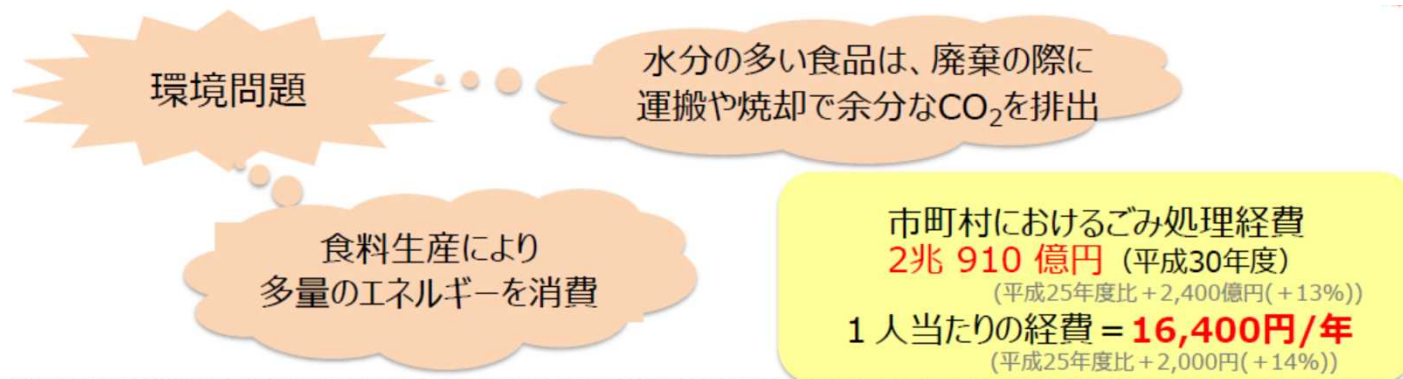
「食品ロス」をめぐる問題

食品ロスは国際的にきわめて深刻な問題

全世界では毎年約13 億トンの食品ロスが発生

一方、飢餓や栄養不足の状態にある人は全世界で約 8 億人と推定

(国連食糧農業機関「世界の食品ロスと食料廃棄」平成23年)



国内における「食品ロス問題」への関心の高まり

国際社会

「持続可能な開発のための2030アジェンダ（平成27年の国連サミットで採択）」
において、「食料の損失・廃棄の削減」を目標に設定

**令和12年までに小売・消費レベルにおける
世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減**



国

「食品ロスの削減の推進に関する法律(平成31年公布・施行)」

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進する。

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和2年3月 閣議決定）

【削減目標】

➡ 家庭系・事業系とも平成12年度比で令和12年度までに食品ロス量を半減させる
食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする

府や市町村の役割

法 第12条

都道府県は、基本方針を踏まえ、当該都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

大阪府

事業者、消費者等の多様な主体と連携し、食品ロス削減の取組を総合的かつ計画的に推進するため、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、「大阪府食品ロス削減推進計画」を策定（令和3年3月）

- 国の「基本方針」及びSDG s を踏まえ、令和3年度から令和12年度までの10年計画
- 計画の中間年である令和7年度を目途に、施策の進捗状況等を見極め、見直しを検討
- 国の削減目標をふまえ、**食品ロス量は事業系家庭系ともに平成12年度比半減を目指す**

法 第13条

市町村は、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画）を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

市町村

高槻市も一般廃棄物処理基本計画の中で「食品ロス削減推進計画」を定める

本市における食品ロスの状況

令和6年度現在の食品ロス量推計値

- ごみ組成調査の結果から、本市における家庭系食品ロスの量は約7,800トン（可燃ごみの15.4%）と推計されます。

食品ロスに対する消費者の意識

- 消費者意識については国と大阪府において結果が変わらないことから、本市でも、同様の傾向がみられると推察されます。

★消費者庁「令和4年度消費生活調査」から★

- ・ 食品ロス問題の認知度
「知っている」81.1%「知らない」18.9%
- ・ 食品ロスを減らすための取組
「残さずに食べる」64.1%
「取り組んでいることはない」13.7%
- ・ 「食品ロス問題を認知し、その削減に関する取組を1項目以上行う人の割合」76.9%

現況では8割近くの人が食品ロス削減に対し、何らかの取組を行っています。



本市のサンプル調査地区で出された食品ロスの状況

食品ロス削減推進に向けて

- 高槻市では、「第2次高槻市環境基本計画」において、
「市民一人ひとりの心と行動が将来へ良好な環境を引き継ぐまち」
「限りある資源を活かして、ごみゼロを目指すまち」
「地球規模で考え、身近なところから行動するまち」
などの望ましい環境像を掲げています。
- これらの環境像と、本市における食品ロスの排出の現状とを踏まえ、今後、以下の3つを柱として食品ロス削減の取組を進めていきます。

市民一人ひとりの食品ロス削減行動の促進

事業者等の多様な主体との連携

「食べ物」における3Rの推進

— END —